

高額介護サービス費

法人名 | 社会福祉法人 芳春会

法人所在地 | 〒594-0073 和泉市和気町 3 丁目 5 番 19 号

■ 介護保険サービス費は所得に応じて月額上限があります。

所得区分	上限額
・生活保護受給者 ・老齢福祉年金を受給していて、世帯全員が住民税非課税の人	(個人) 15,000 円
本人を含む世帯全員が市民税非課税でかつ 本人の(課税年金収入額+合計所得金額)が 80 万円以下の人	15,000 円
本人を含む世帯全員が市民税非課税でかつ 本人の(課税年金収入額+合計所得金額)が 80 万円超の人	24,600 円
市民税課税の世帯	44,400 円 1 割負担の方のみの世帯は、2017 年 8 月から 3 年間、年間上限額(8 月 1 日~翌年 7 月 31 日)が 44 万 6,400 円となります。
現役並み所得者 (現役並み所得者とは同一世帯に課税所得 145 万円以上 65 歳以上の人が出て、収入が単身 383 万円以上、2 人以上 520 万円以上の人をいいます。)	44,400 円

◎ 高額介護サービス費は、介護保険サービス利用料の 1 割~3 割分の上限額です。(居住費や食費は対象外です。)

◎ 高額介護サービス費は、施設サービス費、居宅サービス費、地域密着型サービス費等の全てのサービスが対象になります。

◎ 同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計(同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計)が上限額を超えた場合、超えた分が「高額介護(予防)サービス費」として後から支給されます。

支給対象となる方の、高額介護サービス費の受給申請は、市町村の介護保険担当窓口で行ってください。(特別養護老人ホーム又は地域密着型介護老人福祉施設を利用される場合は、サービス利用契約時に手続きを行います。)